

感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期
～特別警戒期間～

感染対策期

「感染警戒期」

1月8日（土）～

- 県内は感染力が強いオミクロン株が主流の第6波に突入
- 昨年のデルタ株をも上回るスピード・規模で拡大する可能性
- これまで経験したことのない急激な感染の波に備えた対処が必要

県内は市中感染が起こっている前提で
より一層の感染回避行動の徹底を

「感染警戒期」の要請内容等①

①県民への要請内容

- 県外往来（継続）（特措法第24条第9項）
 - まん延防止等重点措置地域等との不要不急の出張・往来自粛
 - 感染が拡大している地域との出張・往来は慎重に判断
 - その他県外との出張・往来時には、現地の感染状況を確認し現地の注意事項を遵守
- ※不安のある方は、往来の前後に積極的に検査を
- 県内行動（変更）
【1/8～】法要請（特措法第24条第9項）
 - 県外から来県する人との飲み会（同窓会・新年会等）は開催延期
 - その他の飲み会も慎重な判断を
 - 年末年始に、県外往来や、来県者と接触のあった方は行動に注意

「感染警戒期」の要請内容等②

①県民への協力依頼

- 会食注意(継続)
 - ①感染リスクの高い行動のない人と、大人数を避けて
 - ②長時間を避けて
 - ③感染対策が徹底されているお店で
 - ④大声を出さない、羽目を外さない
 - ⑤少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
 - ⑥参加者全員の連絡先の一元的な把握
- 飲食店の不特定多数を集め、混雑が予想される催しには参加しない(継続)
- 特に活動的な20代、30代の皆さん
密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を(継続)

「感染警戒期」の要請内容等③

①県民への協力依頼

- 会食や趣味の集まりなどを行う場合は、参加者全員の連絡先の一元的な把握(継続)

【第5波の感染事例】

- マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 長時間にわたるグループでの
パーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

- 検査の受検(継続)（特措法第24条第9項）
感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受検

「感染警戒期」の要請内容等④

②事業者への協力依頼

- 業種別ガイドラインの遵守(継続)（特措法24条第9項）
- 職場内の感染防止対策の徹底(継続)
- 大規模商業施設等の入場整理・誘導等(継続)

③飲食店への要請内容

- 不特定多数を集め混雑が想定される催しの開催自粛(継続)

「感染警戒期」の要請内容等⑤

④イベント制限

➤ イベント等の開催制限(継続)（特措法第24条第9項）

- ・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
- ・収容率：大声なし100%以内、大声あり50%以内
(感染防止策チェックリストを作成・公表すること)
※ただし、5,000人超かつ収容率50%超で、感染防止安全計画を策定する場合(県が計画を確認)
- ・人数上限は収容定員まで、収容率100%(大声なし)まで可

⑤福祉施設の面会

➤ 一律に制限するのではなく、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施(継続)